

昭和二十八年政令第三百二十二号

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令

内閣は、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（元南西諸島官公署職員から除かれる職員）

第一条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ただし書の規定により元南西諸島官公署職員（法第二条第二号に規定する「元南西諸島官公署職員」をいう。以下同じ。）から除かれる職員で政令で定めるものは、次に掲げる職員とする。

一 昭和二十一年一月二十八日において、南西諸島（法第二条第一号に規定する「南西諸島」をいう。以下同じ。）以外の都道府県の地域において元沖繩県の職員として勤務していた者

二 法第二条第二号本文に該当する職員のうち、昭和二十一年一月二十九日以後昭和二十八年七月三十一日までの間において、その身分又は恩給に関し法に規定する措置と異なる措置を講ぜられた者で総務省令で指定するもの

（法第二条第三号の機関）

第二条 法第二条第三号本文の政令で定める機関は、左に掲げる機関とする。

一 沖繩諮詢会及びアメリカ合衆国の管理機関の管理に属していた元の国又は地方公共団体の機関（元陸軍又は海軍の機関を除く。）

二 沖繩民政府、臨時北部南西諸島政庁、宮古民政府及び八重山民政府

三 沖繩群島政府、奄美群島政府、宮古群島政府及び八重山群島政府

四 琉球臨時中央政府
五 直接アメリカ合衆国の管理機関に所属していた機関で前各号に掲げる機関又は琉球政府にその事務を引き継がれたもの

六 琉球電信電話公社

（琉球諸島民政府職員から除かれる職員）

第三条 法第二条第三号但書の規定により琉球諸島民政府職員（法第二条第三号に規定する「琉球諸島民政府職員」をいう。以下同じ。）から除かれる職員で政令で定めるものは、左に掲げる職員とする。

一 沖繩諮詢会の委員長及び委員（兼ねて同会の部長であった委員を除く。）
二 俸給その他これに相当する給与を支給されない者（執達吏を除く。）
三 市町村に所属する職員（市町村立の学校又は幼稚園に勤務する者を除く。）
（公団又は公庫の範囲）

第四条 法第二条第四号の政令で定める公団及び公庫は、次に掲げる公団及び公庫とする。

一 法令による公団
二 国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫（恩給関係法令の適用を受ける琉球諸島民政府職員）

第五条 法第四条第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員は、別表第一に掲げる職員とする。

第六条 前条に規定する琉球諸島民政府職員についての恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）以下の規定において「改正前の恩給法」という。この規定の適用に關しては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める公務員又は公務員に準ずべき者とみなす。

一 別表第一第一項から第十六項まで及び第九項に掲げる職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。） 改正前の恩給法第二十条第一項に規定する文官
二 別表第一第九項に掲げる警部補、巡查部長及び巡查並びに同表第十六項に掲げる副看守長、看守部長及び看守 改正前の恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員
三 別表第一第十項に掲げる職員 同表第十一項に掲げる公立高等学校の書記及び同表第十二項に掲げる公立図書館の職員 改正前の恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員
四 別表第一第十七項に掲げる職員 改正前の恩給法第二十二條第三項に規定する準教育職員

五 別表第十八項に掲げる職員 改正前の恩給法第二十条第二項に規定する準文官
（恩給法第二十五條第二項等の適用）

第七条 恩給法第二十五條第二項の規定の適用については、琉球政府、第二条に掲げる機関又は

これらに所属する庁若しくは学校の廃止は、同法第二十五條第二項に規定する廃庁又は廃校とみなす。

2 昭和二十二年十二月三十一日現在において、別表第一第二欄第十八項に掲げる職員であつた者が、引き続き同表第二欄第六項に掲げる郵便局長となつた場合においては、恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第八項の規定の適用については、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百八十五号）による改正前の恩給法第二十条第二項に規定する準文官としての特定郵便局長が引き続き同条第一項に規定する文官としての（本邦官公署職員となつた場合における恩給関係法令の適用）

第八条 法第四条第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員で、別表第二第二欄に掲げる日において、現に同表第三欄に掲げる琉球諸島民政府職員として在職していた者が、引き続き同表第四欄に掲げる本邦官公署職員（法第二条第四号に規定する「本邦官公署職員」をいう。以下同じ。）となつた場合（その琉球諸島民政府職員が引き続き別表第二第三欄に掲げる職員（別表第二第四項の場合にあつては、別表第一第十項及び第十七項に掲げる職員を含む。）として在職し、更に引き続き別表第二第四欄に掲げる本邦官公署職員となつた場合を含む。）には、それぞれ、別表第二第二欄に掲げる日において、現に同表第五欄に掲げる本邦官公署職員であつたものとみなし、同表第一欄に掲げる法律の規定を適用する。

（琉球諸島民政府職員に係る恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額の算定方法）

第八条の二 法第四条第二項に規定する恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額の算定方法は、次に掲げるところによる。

一 昭和二十九年七月一日から昭和三十三年六月三十日までの間に一般職の職員の給与に関する立法（千九百五十四年立法第五十三号。以下「沖繩の給与法」という。）の規定による給料を受けて退職（法第六条第二項の規定によりみなされる退職を含む。以下この条において同じ。）した琉球諸島民政府職員に係る仮定号給（一般職の職員の給与に関する立法

の一部を改正する立法（千九百五十七年立法第三十三号）による改正前の沖繩の給与法別表に掲げる給料月額の最少数額の給料月額を一号給とし、その直近多額の給料月額を二号給とし、以下順次直近多額の給料月額を数えた号給をいう。以下同じ。）に対応する別表第三の下欄に掲げる金額を年額とする俸給を昭和二十九年七月一日において施行されていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「法律第九十五号」という。）の規定により算定、かつ、同日に退職したもののみならず算定すること。

二 前号及び次号に掲げる者以外の琉球諸島民政府職員にあつては、その者の退職当時の給料月額（昭和三十三年九月二十一日以後に退職した者の給料月額にあつては、一ドルにつき百二十四円（琉球列島米国民政府が発行し、同日前に南西諸島において通用していた四号軍票に表示されていた円をいう。以下同じ。）の比率により四号円に換算した額に相当する額）を当該給料月額の直近の別表第三に掲げる仮定号給の基礎となつた給料月額で除して得た数値を、当該直近の給料月額に係る仮定号給に対応する同表の下欄に掲げる金額に乗じて算定すること。この場合において、昭和二十九年七月一日から昭和三十三年六月三十日までの間に退職した琉球諸島民政府職員で、前号に掲げる者以外のものについては、その金額を年額とする俸給を法律第九十五号の規定により受け、かつ、昭和二十九年七月一日に退職したものとみなすこと。

三 昭和二十九年六月三十日以前に退職した琉球諸島民政府職員にあつては、同年七月一日において施行されていた琉球諸島民政府職員の給与に関する法令（以下「沖繩の給与法令」という。）が当該琉球諸島民政府職員の退職の日において施行されていたとしたならば、その者が沖繩の給与法令の規定により受けるべきであつた給料月額について前二号に規定する方法により算出した金額に、その退職後に行なわれた国家公務員の給与水準の改定を考慮して相当の補正をすること。

2

島民政府職員に係る前項第二号の規定による恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額が、沖繩の給与法令が当該琉球諸島民政府職員の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が

の一部分を改正する立法（千九百五十七年立法第三十三号）による改正前の沖繩の給与法別表に掲げる給料月額の最少数額の給料月額を一号給とし、その直近多額の給料月額を二号給とし、以下順次直近多額の給料月額を数えた号給をいう。以下同じ。）に対応する別表第三の下欄に掲げる金額を年額とする俸給を昭和二十九年七月一日において施行されていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「法律第九十五号」という。）の規定により算定、かつ、同日に退職したもののみならず算定すること。

二 前号及び次号に掲げる者以外の琉球諸島民政府職員にあつては、その者の退職当時の給料月額（昭和三十三年九月二十一日以後に退職した者の給料月額にあつては、一ドルにつき百二十四円（琉球列島米国民政府が発行し、同日前に南西諸島において通用していた四号軍票に表示されていた円をいう。以下同じ。）の比率により四号円に換算した額に相当する額）を当該給料月額の直近の別表第三に掲げる仮定号給の基礎となつた給料月額で除して得た数値を、当該直近の給料月額に係る仮定号給に対応する同表の下欄に掲げる金額に乗じて算定すること。この場合において、昭和二十九年七月一日から昭和三十三年六月三十日までの間に退職した琉球諸島民政府職員で、前号に掲げる者以外のものについては、その金額を年額とする俸給を法律第九十五号の規定により受け、かつ、昭和二十九年七月一日に退職したものとみなすこと。

三 昭和二十九年六月三十日以前に退職した琉球諸島民政府職員にあつては、同年七月一日において施行されていた琉球諸島民政府職員の給与に関する法令（以下「沖繩の給与法令」という。）が当該琉球諸島民政府職員の退職の日において施行されていたとしたならば、その者が沖繩の給与法令の規定により受けるべきであつた給料月額について前二号に規定する方法により算出した金額に、その退職後に行なわれた国家公務員の給与水準の改定を考慮して相当の補正をすること。

島民政府職員に係る前項第二号の規定による恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額が、沖繩の給与法令が当該琉球諸島民政府職員の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が

の一部を改正する立法（千九百五十七年立法第三十三号）による改正前の沖繩の給与法別表に掲げる給料月額の最少数額の給料月額を一号給とし、その直近多額の給料月額を二号給とし、以下順次直近多額の給料月額を数えた号給をいう。以下同じ。）に対応する別表第三の下欄に掲げる金額を年額とする俸給を昭和二十九年七月一日において施行されていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「法律第九十五号」という。）の規定により算定、かつ、同日に退職したもののみならず算定すること。

二 前号及び次号に掲げる者以外の琉球諸島民政府職員にあつては、その者の退職当時の給料月額（昭和三十三年九月二十一日以後に退職した者の給料月額にあつては、一ドルにつき百二十四円（琉球列島米国民政府が発行し、同日前に南西諸島において通用していた四号軍票に表示されていた円をいう。以下同じ。）の比率により四号円に換算した額に相当する額）を当該給料月額の直近の別表第三に掲げる仮定号給の基礎となつた給料月額で除して得た数値を、当該直近の給料月額に係る仮定号給に対応する同表の下欄に掲げる金額に乗じて算定すること。この場合において、昭和二十九年七月一日から昭和三十三年六月三十日までの間に退職した琉球諸島民政府職員で、前号に掲げる者以外のものについては、その金額を年額とする俸給を法律第九十五号の規定により受け、かつ、昭和二十九年七月一日に退職したものとみなすこと。

三 昭和二十九年六月三十日以前に退職した琉球諸島民政府職員にあつては、同年七月一日において施行されていた琉球諸島民政府職員の給与に関する法令（以下「沖繩の給与法令」という。）が当該琉球諸島民政府職員の退職の日において施行されていたとしたならば、その者が沖繩の給与法令の規定により受けるべきであつた給料月額について前二号に規定する方法により算出した金額に、その退職後に行なわれた国家公務員の給与水準の改定を考慮して相当の補正をすること。

島民政府職員に係る前項第二号の規定による恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額が、沖繩の給与法令が当該琉球諸島民政府職員の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が

の一部を改正する立法（千九百五十七年立法第三十三号）による改正前の沖繩の給与法別表に掲げる給料月額の最少数額の給料月額を一号給とし、その直近多額の給料月額を二号給とし、以下順次直近多額の給料月額を数えた号給をいう。以下同じ。）に対応する別表第三の下欄に掲げる金額を年額とする俸給を昭和二十九年七月一日において施行されていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「法律第九十五号」という。）の規定により算定、かつ、同日に退職したもののみならず算定すること。

沖繩の給与法令の規定により受けるべきであった給料月額について同項第一号の規定の例により算定した俸給の年額に基づいて算出した普通恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該俸給の年額をもって法第四條第二項に規定する恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額とする。

(共済組合の指定)

- 第八條の三** 法第四條の二第一項に規定する旧組合に基いて組織された共済組合で政令で指定するものは、左に掲げる共済組合とする。
- 一 旧宮林局署共済組合令(大正八年勅令第三百六号)に基いて組織された共済組合
 - 二 旧専売局共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)に基いて組織された共済組合
 - 三 旧専売局共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)に基いて組織された共済組合
 - 四 旧通信共済組合令(昭和十五年勅令第九百五十号)に基いて組織された共済組合

2 法第四條の二第一項に規定する政令で定める者は、奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第十一條第一項の規定により国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)以下「共済組合法」という。)の規定の適用を受ける者とする。

(通信共済組合の組合員であつた者の取扱)

第九條 昭和二十一年一月二十八日において前條第四号に掲げる共済組合の組合員たる職員として在職していた者のうち、総理府令・大蔵省令・郵政省令で定める者は、その琉球諸島民政府職員としての在職の間、昭和二十四年六月一日から昭和二十七年七月三十一日まで共済組合法第二條第一項の規定により電気通信省に設けられた共済組合の組合員たる職員、昭和二十七年八月一日以後は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)による改正前の日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二十五号)第八十條第二項に規定する共済組合の組合員たる職員であつたものとみなす。その他の者は、その琉球諸島民政府職員としての在職の間、昭和二十四年六月一日以後は共済組合法第二條第一項の規定により郵政省に設けられた共済組合の組合員たる職員であつたものとみなす。

(共済組合法の適用)

第十條 法第四條の二第一項の規定により琉球諸島民政府職員について共済組合法を適用する場合

合においては、同法第四十二條第一項及び第四十五條第一項中「療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日」とあるのは、「療養のため医師(南西諸島の現地法令の規定による医師を含む。)の診断を受けた最初の日」と読み替えるものとする。

(琉球諸島民政府職員に係る共済組合の長期給付の額の計算の基礎となる俸給の額の算定方法)

第十一條 法第四條の二第二項に規定する給付の額の計算の基礎となる俸給の額の算定方法は、次に掲げるものによる。

- 一 昭和二十九年七月一日から昭和三十三年六月三十日までの間に沖繩の給与法令の規定による給料を受けて退職(法第六條の二第二項の規定により退職したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。)した琉球諸島民政府職員にあつては、その者の退職当時の給料月額に係る仮定号給に対応する別表第四の下欄に掲げる金額を月額とする俸給を法律第九十五号の規定により受け、かつ、昭和二十九年七月一日に退職したものとみなして算定すること。
- 二 前号及び次号に掲げる者以外の琉球諸島民政府職員にあつては、その者の退職当時の給料月額(昭和三十三年九月二十一日以後に退職した者の給料月額にあつては、一ドルにつき百二十B号円の比率によりB号円に換算した額に相当する額)を当該給料月額の直近の別表第四に掲げる仮定号給の基礎となつた給料月額で除して得た割合を、当該直近の給料月額に係る仮定号給に対応する同表の下欄に掲げる金額に乗じて算定すること。この場合において、昭和二十九年七月一日から昭和三十三年六月三十日までの間に退職した琉球諸島民政府職員で、前号に掲げる者以外のものについては、その金額を月額とする俸給を法律第九十五号の規定により受け、かつ、昭和二十九年七月一日に退職したものとみなすこと。

三 昭和二十九年六月三十日以前に退職した琉球諸島民政府職員にあつては、沖繩の給与法令が当該琉球諸島民政府職員の退職の日において施行されていたとしたならば、その者が沖繩の給与法令の規定により受けるべきであった給料月額について前二号に規定する方法により算出した金額に、その退職後に行なわ

れた国家公務員の給与水準の改定を考慮して相当の補正をする。

2 昭和三十三年七月一日以後に退職した琉球諸島民政府職員に係る前項第二号の規定による給付の額の計算の基礎となる俸給の額が、沖繩の給与法令が当該琉球諸島民政府職員の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が沖繩の給与法令の規定により受けるべきであった給料月額について同項第一号の規定の例により算定した俸給の額に基いて算出した退職年金の額の計算の基礎となる俸給の額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該俸給の額をもって法第四條の二第二項に規定する給付の額の計算の基礎となる俸給の額とする。

(法律第五十一号附則第七條第二項及び第三項の規定による退職年金等についての減額)

第十二條 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」という。)附則第七條第二項の規定による減額は、同法による改正後の法第八條又は第九條の規定により新たに勤続するものとみなされる期間のうち元南西諸島官公署職員として在職した期間を基礎とした共済組合法第四十一條に規定する退職一時金に相当する一時金である給付を受けた者に係る退職年金、障害年金又は遺族年金について行なうものとし、その減ずる額は、当該退職一時金に相当する給付の額の計算の基礎となつた期間(二年末満の端数は、切り捨てる。)一年につき当該退職年金、障害年金又は遺族年金の額の計算の基礎となる俸給の二・七分(控除期間については、一・五分)に相当する金額とする。

2 法律第五十一号附則第七條第三項において準用する同條第二項の規定による減額は、同法による改正後の法第八條又は第九條の規定により新たに勤続するものとみなされる期間のうち元南西諸島官公署職員として在職した期間を基礎とした共済組合法第四十一條に規定する退職一時金に相当する一時金である給付を受けた者に係る共済組合に関する法令の規定による給付について行なうものとし、その減ずる額は、次の各号に規定する金額とする。

- 一 退職年金、障害年金又は遺族年金については、前項の規定の例により計算した額に相当する金額
- 二 退職一時金、障害一時金又は遺族一時金については、当該退職一時金、障害一時金又は遺族一時金の額の計算の基礎となる俸給の額に相当する金額

遺族一時金の額の計算の基礎となる俸給日額を共済組合法第四十一條第二項に規定する俸給日額とし、当該退職一時金に相当する給付の額の計算の基礎となつた期間を基礎として同項の規定の例により計算した額に相当する金額(恩給法の適用を受けない未帰還職員が退職したものとされる日)

第十三條 元沖繩県又は鹿児島県の有給吏員であつた未帰還職員(法第九條第一項に規定する「未帰還職員」をいう。以下同じ。)は、法第九條第三項の規定により、左の各号に掲げる區別に従い、それぞれ、当該各号に掲げる日に於いて退職したものとす。

- 一 昭和二十八年七月三十一日において、その有給吏員としての在職期間が十七年に達している場合にあつては、同日
- 二 昭和二十八年七月三十一日において、その有給吏員としての在職期間が十七年に達していない場合にあつては、その十七年に達する日
- 三 昭和二十八年八月一日以後において、その有給吏員としての在職期間が十七年に達しない日

その帰国し、又は死亡した場合にあつては、(元沖繩県の未帰還職員に対する給与及び退職手当の支給)

第十四條 元沖繩県がその俸給その他の給与を支給していた未帰還職員に対しては、昭和二十一年一月二十九日以後昭和二十八年七月三十一日までの間で、且つ、元沖繩県の職員たる身分を有していた間に限り、旧文官にして陸海軍に召集せられたる者の俸給支給に関する件(明治三十七年勅令第二百六号)、官吏俸給令の一部を改正する等の勅令(昭和二十一年勅令第四百三十五号)附則第四項、旧政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第三十四條及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)附則第三項の規定の適用を受ける者が、その期間内に、これらの規定により受けていた給与に相当する給与を支給する。

2 前項の未帰還職員に支給する退職手当の額は、内閣総理大臣の定める額とする。

(疎開学童担当教育関係職員が法第十條第一項の適用を受ける場合)

第十五條 疎開学童担当教育関係職員(法第十條第一項に規定する元沖繩県の教育関係職員をい

は、内閣総理大臣の定める額とする。

五十一	二六、三一〇円
五十	二五、六二〇円
四十九	二四、九三〇円
四十八	二四、二四〇円
四十七	二三、六四〇円
四十六	二三、〇四〇円
四十五	二二、四四〇円
四十四	二一、八四〇円
四十三	二一、三〇〇円
四十二	二〇、七六〇円
四十一	二〇、二二〇円
四十	一九、六八〇円
三十九	一九、二〇〇円
三十八	一八、七二〇円
三十七	一八、二四〇円
三十六	一七、七六〇円
三十五	一七、三一〇円
三十四	一六、八六〇円
三十三	一六、四一〇円
三十二	一五、九六〇円
三十一	一五、五七〇円
三十	一五、一八〇円
二十九	一四、七九〇円
二十八	一四、四〇〇円
二十七	一四、〇四〇円
二十六	一三、六八〇円
二十五	一三、三二〇円
二十四	一二、九六〇円
二十三	一二、六三〇円
二十二	一二、三〇〇円
二十一	一一、九七〇円
二十	一一、六四〇円
十九	一一、三四〇円
十八	一一、〇四〇円
十七	一〇、七四〇円
十六	一〇、四四〇円
十五	一〇、一七〇円
十四	九、九〇〇円
十三	九、六三〇円
十二	九、三六〇円
十一	九、一二〇円
十	八、八八〇円
九	八、六四〇円
八	八、四〇〇円

五十二	二七、〇〇〇円
五十三	二七、七五〇円
五十四	二八、五〇〇円
五十五	二九、二五〇円
五十六	三〇、〇〇〇円
五十七	三〇、七五〇円
五十八	三一、五〇〇円
五十九	三二、二五〇円
六十	三三、〇〇〇円